

由布市告示第115号

平成25年第4回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成25年11月27日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成25年12月4日
  - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
二ノ宮健治君	小林華弥子君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
瀧野けさ子君	太田 正美君
佐藤 人已君	田中真理子君
利光 直人君	生野 征平君
佐藤 正君	工藤 安雄君

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成25年 第4回（定例）由布市議会会議録（第1日）

平成25年12月4日（水曜日）

---

議事日程（第1号）

平成25年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の所信表明
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第22号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第23号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 議案第73号 不動産の取得について
- 日程第9 議案第74号 由布市狭霧台園地条例の制定について
- 日程第10 議案第75号 由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について
- 日程第11 議案第76号 由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第77号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第78号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第79号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第80号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第81号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第82号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第83号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第84号 由布市長期滞在施設（奥江休暇村センター）の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第85号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第86号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第87号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第88号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第89号 由布市土地開発公社定款の一部変更について

- 日程第25 議案第90号 平成25年度由布市一般会計補正予算（第3号）  
日程第26 議案第91号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第27 議案第92号 平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第28 議案第93号 平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程

- 日程第1 請願・陳情について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸報告  
日程第4 市長の所信表明  
日程第5 請願・陳情について  
日程第6 報告第22号 専決処分の報告について  
日程第7 報告第23号 例月出納検査の結果に関する報告について  
日程第8 議案第73号 不動産の取得について  
日程第9 議案第74号 由布市狭霧台園地条例の制定について  
日程第10 議案第75号 由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について  
日程第11 議案第76号 由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について  
日程第12 議案第77号 由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
日程第13 議案第78号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について  
日程第14 議案第79号 由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について  
日程第15 議案第80号 由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について  
日程第16 議案第81号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について  
日程第17 議案第82号 由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について  
日程第18 議案第83号 由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について  
日程第19 議案第84号 由布市長期滞在施設（奥江休暇村センター）の指定管理者の指定について  
日程第20 議案第85号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について  
日程第21 議案第86号 由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について  
日程第22 議案第87号 由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について



教育長	清永 直孝君	総務部長	相馬 尊重君
総務課長	麻生 正義君	財政課長	梅尾 英俊君
総合政策課長	溝口 隆信君	監査・選管事務局長	衛藤 公治君
会計管理者	工藤 敏君	産業建設部長	工藤 敏文君
健康福祉事務所長	衛藤 哲雄君	環境商工観光部長	平井 俊文君
挾間振興局長	柚野 武裕君	庄内振興局長	麻生 宗俊君
湯布院振興局長	足利 良温君	教育次長	日野 正彦君
消防長	大久保一彦君	代表監査委員	土屋 誠司君

---

午前10時00分開会

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。これより平成25年第4回由布市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は22人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、加藤幸雄君、4番、工藤俊次君の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの14日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの14日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前までの分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。平成25年度第4回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきまして心から感謝を申し上げます。

また、本定例会において提案いたすことしております報告2件、議案21件につきましてはどうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ賛同願いますようよろしくお願い申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いする次第であります。少しお時間をいただきまして、幾つかの項目について詳細な報告を申し上げます。

9月27日には、第48回大分地方畜産共進会がしろやま畜産検査場で開催されました。由布市からは、17頭が各区に出品されました。審査の結果、7頭が最優秀賞となり、別府市で開催される大分県畜産共進会に出品されました。大分県畜産共進会では、湯布院町の渡辺由岳さんの「きくはるか」が最優秀の2席に入賞したところであります。

11月14日には、九州地方国道整備促進総決起大会と温泉所在都市協議会秋季総会が開催されました。九州国道整備促進総決起大会では、各県の代表の市町村長が県内の道路事情や道路整備の必要性について意見発表がございました。また、九州の発展のためには真に必要な道路整備や維持管理を計画的かつ着実に進めていくことが重要である旨の大会決議が採択されたところであります。

温泉所在都市協議会秋季総会では、国土交通省から建築物の耐震改修の促進についての説明があった後、温泉所在都市に対する税財源措置及び施策に関する要望について協議をし、決定されたところであります。

11月15日には、過疎関係都市連絡協議会秋季総会と第44回全国過疎地域自立促進連盟定期総会が開催されました。過疎関係都市連絡協議会秋季総会では、総務省から過疎地域の現状と課題についての講演の後、過疎対策の推進に関する提言について審議が行われ決定されました。全国過疎自立促進連盟定期総会では、平成26年度過疎対策関係政府予算・施策に関する要望決議が審議され、原案のとおり可決されたところであります。

11月16日には、工藤議長さんと第9回在京由布市会総会に出席をいたしました。観光大使である金子寿光さんの任期が満了したことから、再任のお願いをいたしました。また、総会では役員の改選が行われ、庄内町出身の佐藤泰久さんが会長に就任されました。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので  
よろしくお願ひ申し上げ、以上で私の報告といたします。

○議長（工藤 安雄君） 市長の行政報告は終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成25年第3回定例会において採択されました  
請願の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（島津 義信君） おはようございます。副市長でございます。平成25年第3回定例会  
で採択されました請願につきまして処理の経過を御報告いたしたいと思ひます。

まず、庄内町東長宝長宝団地、なごみの里両地区内道路の市道編入に係る請願についてでござ  
いすが、請願の内容は長宝団地及びなごみの里、両地区内の公衆用道路を市道に編入すること  
を求めめるものです。現在、本年度中の市道認定に向けて道路台帳作成業務を委託をいたして  
おります。

続きまして、捕獲動物の解体場所についての請願でございますが、請願の内容は有害鳥獣捕獲  
活動により捕獲したイノシシや鹿の解体場所の確保と整備を求めめるものです。市といたしまし  
ても、有害鳥獣捕獲活動の推進に必要な施設であると考えております。施設の設置場所につきま  
しては、由布市猟友会に協力を依頼し、周辺地域住民の理解と設置同意が得られる場所を現在選定  
中でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 請願の処理と経過及び結果報告は終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いいたします。由布大分環境衛生組合議会議長  
溝口泰章君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（溝口 泰章君） おはようございます。由布大分環境衛生組合  
議会議長溝口泰章でございます。さきの組合議会臨時会で議長を拝命いたしました。心して職務  
を全うしたいと存じております。よろしくお願ひいたします。

それでは、由布大分環境衛生組合議会第2回臨時会及び第2回定例会が以下のとおり開催され  
たので、その概要について報告申し上げます。

まず、平成25年第2回由布大分環境衛生組合議会臨時会です。開会日時は、平成25年  
11月20日午後2時30分、場所は由布大分環境衛生組合会議室、会期は1日間のみ、議事事  
件は議長、副議長選挙でございます。審議結果につきましては、議長、私溝口泰章、副議長、利  
光直人議員を選出いたしました。

次いで、平成25年第2回由布大分環境衛生組合議会定例会についてです。開会日時は平成  
25年11月29日午後2時、場所は由布大分環境衛生組合会議室、会期は1日間のみです。諮  
りました議事事件は1つ、認定第1号平成24年度由布大分環境衛生組合歳入歳出決算の認定に

ついて。2つ、議案第5号平成25年度由布大分環境衛生組合補正予算（第1号）。3つ、議案第6号監査委員の選任についての3件です。

審査結果につきましては、まず認定第1号平成24年度由布大分環境衛生組合歳入歳出決算の認定についてですが、主な内容は歳入歳出決算額収入済み額が6億7,497万4,257円、支出済み額6億1,100万716円、差し引き残額6,397万3,541円、これを翌年度へ繰り越すものです。歳入の主なものは負担金で、大分市が7,590万8,000円、由布市が4億9,608万1,432円、歳出の主なものは衛生費4億1,823万9,178円、公債費が1億3,059万2,604円となっています。

次いで、監査委員永松良雄氏から決算審査報告があり、昨年同様ある程度の削減ができていた旨が報告されました。その中で、今後10年以上経過した収集車両の計画的入れ替え、また耐用年数を超えたし尿処理設備機器の修理、取りかえの必要が指摘されたところです。慎重審議の結果、全員の賛成で承認されました。

次いで、議案第5号平成25年度由布大分環境衛生組合補正予算（第1号）です。主な内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,895万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億7,309万6,000円とするものです。歳入は、分担金及び負担金を2,001万8,000円減額、前年度繰越金を3,897万3,000円増額、歳入合計を1,895万5,000円増額するものです。歳出は、総務費33万8,000円の増額、衛生費73万4,000円の減額、予備費1,935万1,000円の増額となっており、その内訳は給料等の減額、そして委託料、備品購入費、予備費等の増額となっています。慎重審議の結果、全員の賛成で可決されました。

次に、議案第6号監査委員の選任についてです。監査委員永松良雄氏が任期満了となるため、新たに大塚裕生氏の選任について同意を求めるものです。慎重審議の結果、全員の賛成で可決されました。

続きまして、一般質問の日程が追加され、3番、淵野けさ子議員から1つは合併時にいずれは民営化ということだが、今後はどうなるのかという質問、2つ目は高齢化で集積所まで運べない方の把握と対策に対する質問があり、管理者からは1つ目の回答は「合併協定時にはごみ収集運搬体制は現行のとおりとし、将来的には民間委託方式への移行を図るとしているが、ごみ収集については今後大分市の協議を踏まえ民間委託できるものはその方向で進める」との回答がありました。2点目の回答としては、「家庭ごみや地域ごとのステーション方式で行い、集積所まで運ぶことが困難な方には有料で収集している。今後は、収集体制の見直しも含めて調査研究していきたい」との回答がありました。詳細につきましては、私の手元に書類がございますので、御希望の方はお申し出ください。



以上で、由布大分環境衛生組合議会の報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 由布大分環境衛生組合議会の報告は終わりました。

---

#### 日程第4. 市長の所信表明

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第4、市長から所信表明をしたい旨の申し出がありますので、発言を許します。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成25年第4回定例会を招集し、当面する諸課題について御審議をいただくにあたり、私の市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと思います。

初めに、去る10月27日に執行されました市長選挙におきまして再選をいただき、引き続き3期目を担当させていただくことになりました。これも、議員並びに市民皆様の温かい御理解、または御支援御協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

今後は、一層気を引き締めこれまで2期8年間の行政経験のもとに、市政運営に全力で取り組んでまいりたいと思います。

由布市が発足して最初の1期4年間は、合併後の由布市初代市長として合併の大名目ございました財政基盤を確固たるものにするため、行財政改革に第一義に取り組んでまいったところがあります。新しい市の基盤施策として、地域交通ネットワークの整備や給食センターの建設など、将来に向けた広域的な基盤づくりに力を注いできたところがあります。

2期目につきましては、リーマンショックを発端に世界的同時不況によりまして日本経済も低迷し、右肩下がりの経済状況が続く中、東日本大震災が発生、国の財政状況も悪化し続ける中、地方公共団体も財政の健全化に向け財政運営をさらに図っていく必要が生じ、引き続き行財政改革の取り組みを推進してまいったところがあります。しかしながら、その中でも由布市の将来を担う子どもたちが学ぶ校舎が老朽化、そしてまた耐震性に欠けるということから、小中学校の改築、耐震化を最優先に取り組んでまいったところがあります。

さらに、由布市の将来の方向性づくりに向け住んでいる地域を点検し、見直し、安心して安全な地域づくりを目的とするコミュニティ再生事業や、小規模集落、高齢者福祉対策、また災害時を想定した防災減災対策、市内の経済活性化対策として地域ブランド化の推進や観光振興対策など、新しい由布市の基盤づくりの取り組みを進めてきたところがあります。

3期目の市政運営の基本的な考えといたしましては、これまで8年間の行財政改革の推進実績を念頭に置きつつ、由布市総合計画に示されている地域自治を大切に「住み良さ日本一のまち」を目指すという意識に立ち返りまして、事後検証を行いながらあすの発展の基礎となる市政運営を行ってまいります。

また、第1次由布市総合計画の総仕上げとしての施策を展開し、市民の皆さんが由布市に住み続けてよかった、由布市で暮らしたいという気持ちを実現化するため7つの政策提言に基づいて誠意を持って取り組んでまいりたいと決意をしているところであります。

そのまず第1の市民とつくる力強いまちについてでございます。最近の少子高齢化や経済情勢の低迷、また住んでいる地域の特性の違いなどにより、行政に対する市民ニーズは多様化するとともに、地方分権の推進など新たな行政事務も年々増加しているところであります。このような社会情勢に対応するために、今後の市政運営を進める基礎となる第2次由布市総合計画を策定するとともに、市民ニーズに迅速に対応するため庁舎増築を行い、さらに効率のよい行政組織を構築し、そして行政と市民の皆さんが互いに補完し合いながらまちづくりを行う仕組みづくりを目指してまいります。

第2のたくましく育つ教育についてでございます。由布市の将来を担う子どもたちを守り育てるのは私たちの責任であります。また、重要な使命であります。子どもたちが人間性豊かで自立した人として成長できるよう幼小中高の連携を深め、基礎学力の向上やいじめや不登校に親身に対応できる仕組みをつくってまいります。さらに、安全な教育環境の確保のための学校の耐震化を進めてまいります。

第3の実りあるまちづくりについてでございます。これまでも地産地消・特産品ブランド化推進協議会などで農産物のブランド化に取り組んでまいったところであります。今後も、さらに農産物のブランド化を推進するとともに、農業の活性化、農地農村の維持発展のために農業組織の法人化の取り組みや後継者の育成を推進してまいります。さらに、市内の経済の活性化を図るために、市民の皆様が市内商店街を育てる地買地消運動を展開し、農林漁業、商業、観光の連携した発展を目指してまいります。

第4のおもてなしの心あふれるまちについてでございます。由布市内には、毎年多くの交流者に訪れていただいております。このような方々に、安らぎや癒しを感じていただき、由布市に来てよかったと思っただけのような、おもてなしの心をさらに広げてまいりたいと考えております。また、明るく健康的な滞在型保養温泉地としての取り組みを進めるとともに、山形県上山市と和歌山県田辺市と進めておりますクアオルト事業に取り組んでまいります。

第5の生涯健康を目指すまちについてでございます。3月に、市議会議員の皆様や市民の皆様にご協力をいただき、健康立市宣言を行ったところであります。市民の皆様が住みなれた地域で生き生きと暮らしていけるよう、健康長寿と生活の質の向上を目指し、健康志向を高め、心身ともに健康な生活ができる保健、医療、福祉の体制を整えてまいります。また、少子高齢化に対応した子育て支援策として引き続き医療費の助成を行ってまいります。

第6の安心安全なまちについてでございます。子どもからお年寄りまで全ての市民の皆様がい

つでも安心安全に暮らせるまちの実現は重要な課題であります。これまでも、地域防災計画の見直し、自主防災組織の育成、防犯環境や交通安全施設等の整備に取り組んでまいりました。今年度、災害時のスムーズな情報伝達のために全家庭に防災ラジオを設置することといたしておりますが、今後も市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、道路網の整備を計画的に進めてまいります。

第7の美しく誇りの持てるまちについてでございます。由布市には由布岳や男池、由布川峡谷などの代表される多くの自然景観があり、市民の皆さんや由布市を訪れる人の心の癒しをもたらしておるところであります。このような自然景観は大切な財産であり、貴重な地域資源であります。この美しい由布市をこれからも守っていくために、関係団体と協力して美しい地域、誇りの持てる地域をつくってまいります。また、循環型社会を構築するために、ごみの減量化や再利用、資源化に取り組み環境に優しいまちを推進してまいります。

以上、市政運営につきまして所信の一端を申し述べましたが、具体的な施策につきましては、第1次由布市総合計画の第3期である最終の実施計画の中で明らかにするとともに、実現に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 市長の所信表明が終わりました。

---

#### 日程第5. 請願・陳情について

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（秋吉 孝治君） 今回は、請願が2件となっております。お手元に配付しております請願文書表によりまして朗読いたします。

なお、請願者の氏名、紹介議員の敬称につきましては略させていただきます。

受理番号6、受理年月日、平成25年11月13日、件名、挾間町上水道の新水源確保に関する請願。請願者氏名、挾間町新水源確保期成会会長、挾間町自治委員会会長後藤憲次ほか6名、紹介議員、湊野けさ子、利光直人、田中真理子、二ノ宮健治、甲斐裕一。

続きまして、受理番号7、受理年月日、平成25年11月26日、件名、市道編入に関する請願について。請願者氏名、由布市湯布院町中依自治委員徳永隆二。紹介議員、太田正美、野上安一。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ただいまの請願2件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をします。

- 
- 日程第 6. 報告第 2 2 号
  - 日程第 7. 報告第 2 3 号
  - 日程第 8. 議案第 7 3 号
  - 日程第 9. 議案第 7 4 号
  - 日程第 1 0. 議案第 7 5 号
  - 日程第 1 1. 議案第 7 6 号
  - 日程第 1 2. 議案第 7 7 号
  - 日程第 1 3. 議案第 7 8 号
  - 日程第 1 4. 議案第 7 9 号
  - 日程第 1 5. 議案第 8 0 号
  - 日程第 1 6. 議案第 8 1 号
  - 日程第 1 7. 議案第 8 2 号
  - 日程第 1 8. 議案第 8 3 号
  - 日程第 1 9. 議案第 8 4 号
  - 日程第 2 0. 議案第 8 5 号
  - 日程第 2 1. 議案第 8 6 号
  - 日程第 2 2. 議案第 8 7 号
  - 日程第 2 3. 議案第 8 8 号
  - 日程第 2 4. 議案第 8 9 号
  - 日程第 2 5. 議案第 9 0 号
  - 日程第 2 6. 議案第 9 1 号
  - 日程第 2 7. 議案第 9 2 号
  - 日程第 2 8. 議案第 9 3 号

○議長（工藤 安雄君） 次に、本定例会に提出されました報告第 2 2 号及び報告第 2 3 号の報告 2 件、議案第 7 3 号から議案第 9 3 号までの議案 2 1 件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告 2 件、議案 2 1 件でございます。

最初に、報告の 2 件を御説明申し上げます。

報告第 2 2 号専決処分の報告については、公の施設の管理瑕疵により受傷したことに関する和

解と損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第23号月例出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告でありますので、代表監査委員より報告をいたします。

議案第73号不動産の取得については、由布市消防本部消防署新庁舎建設予定地の土地売買仮契約を締結いたしましたことから、由布市有財産条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

議案第74号由布市狭霧台園地条例の制定については、大分県との土地貸付契約が平成25年11月30日で満了となり、施設を譲り受けたことから地方自治法第244条の2第1項の規定により由布市で管理運営するための事項を条例で定めるものであります。

次に、議案第75号から議案第77号までは地方税法の改正により地方税に係る延滞金の利率の改正が行われたことに鑑み、均衡を図るため延滞金の利率の見直しを行うものであります。

議案第75号由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正については、使用料などの市収入金に係る延滞金の利率の見直しを行うものであります。

議案第76号由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正については、介護保険の保険料に係る延滞金の利率の見直しを行うものであります。

議案第77号由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の利率の見直しを行うものであります。

議案第78号由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正については、由布市商工会の設立に伴い、利子補給対象者となる商工会員及び事前審査機関の名称を一部改正するものであります。

議案第79号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正については、由布市立小学校規模適正化推進計画に基づき、平成26年3月末をもって南庄内小学校を廃止し、西庄内小学校に統合することに伴う条例の一部改正につきまして、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づく由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条に規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第80号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正については、由布市立小学校規模適正化推進計画に基づきまして、平成26年3月末をもって南庄内小学校を廃止し、西庄内小学校に統合することに伴い、隣接する南庄内幼稚園も同様に26年3月末をもって廃止し、西庄内幼稚園に統合することによる条例の一部改正につきまして、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づく由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第81号から88号までは、各施設の指定管理期間が平成26年3月末日に終了するに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するために議会の議決を求めるものであります。今議会に提案している8施設につきましては、指定管理者選定委員会で審査を受け、候補者として選定されているところであります。

議案第81号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について及び議案第82号由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定については指定管理候補者が由布市社会福祉協議会に、議案第83号由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定については指定管理候補者が株式会社豊後木材市場に、議案第84号由布市長期滞在施設（奥江休暇村センター）の指定管理者の指定については指定管理候補者が奥江休暇村管理組合に、議案第85号由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定については指定管理候補者が陣屋市場組合に、議案第86号由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定については指定管理候補者が川西校区農産物管理組合に、議案第87号由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定については指定管理候補者が下湯平地域特産加工所管理組合に、議案第88号由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定については指定管理候補者が乙丸区にそれぞれ決定をいたしました。

いずれの組織につきましても、平成26年4月から4年間引き続き指定管理者として指定をしたいので御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議案第89号由布市土地開発公社定款の一部変更については、土地開発公社の経理基準に基づく要綱が改正されたことに伴い、由布市土地開発公社定款第21条の規定を変更したいので、公有地の拡大推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第90号平成25年度由布市一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれに2億6,775万9,000円を追加し、予算総額を182億5,587万5,000円にお願いするものであります。

歳出では、台風17号、27号等による農業用施設災害復旧費、特定防衛施設周辺整備交付金事業の追加事業費、生活保護費過年度精算返納金、道路維持事業費、地方交付税減額に伴う給与カットによる職員給与減額分などを計上しております。

歳入につきましては、市税、国庫支出金、県支出金、市債などが主なものでございます。

議案第91号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出にそれぞれ1,703万3,000円を追加し、予算総額を39億8,545万2,000円にお願いするものであります。

歳出では、介護サービス等諸費を増額するもので、歳入では国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を増額するものであります。

議案第92号平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出から

それぞれ286万2,000円を追加し、予算総額を2億6,477万円にお願いするものであります。

歳出は主に修繕費の不足による増額で、歳入では雑入の増額が主なものであります。

議案第93号平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的予算の収益的支出では原水及び浄水費、配水及び給水費の増額並びに総係費を減額し、収益的収入では給水収益の増額が主なものでございます。

資本的予算の資本的支出では、上水道施設費を減額し、資本的収入では消火栓建設受託金を増額するものであります。

詳細につきましては、担当部長、課長から説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（工藤 安雄君）** 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第23号例月出納検査の結果に関する報告について報告を求めます。代表監査委員。

**○代表監査委員（土屋 誠司君）** 代表監査委員の土屋でございます。このたびの選挙で当選おめでとうございます。それでは、報告第23号につきまして御報告申し上げます。

報告第23号例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出いたしました。25年12月4日提出、由布市代表監査委員土屋誠司。

報告の内容につきましては、1ページから2ページに記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定によりまして、25年8月と9月の例月出納検査を実施いたしました。検査は、それぞれ8月26日、9月25日に、7月末、8月末の会計管理者及び企業出納員の保管する現金の在高及び出納状況について検査をいたしましたところです。

結果につきましては、各月とも会計管理者及び企業出納員の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性の検証並びに現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査したところ、その計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

なお、10月の例月出納検査につきましては、市長市議選と日程が重なった関係で11月に10月分と12月分を2日にわたって実施いたしましたので、その結果につきましては、平成26年第1回の定例会で御報告させていただくことを申し添えます。

以上で報告を終わります。

**○議長（工藤 安雄君）** 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第22号について詳細説明を求めます。総務部長。

**○総務部長（相馬 尊重君）** 総務部長です。それでは、報告第22号について詳細説明をいたします。

報告第22号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成25年12月4日提出、由布市長。

次のページをお開きください。

次のページに専決処分書を添付しております。平成25年11月19日付で専決処分をしております。和解及び損害賠償の内容についてですけれども、当事者は甲が由布市長、乙はそこに記載してあるとおりでございます。

この和解の内容につきましては、市の施設の管理瑕疵による事故についての和解と損害賠償になっております。

事故の概要でございますが、平成24年11月24日午後8時50分ごろ、挾間町の陣屋の村自然活用施設内の陣屋山荘B棟バンガロー付近において、浄化槽のマンホールふたが受台が損傷していたために、利用客の方が通過した際に左足を踏み外しておけがをされたものでございます。このたび治療が完了し、示談が整いましたので地方自治法第180条第1項の規定により和解と損害賠償の額を定めることについて専決処分したものでございます。損害賠償額は14万8,494円でございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第73号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大久保一彦君） 消防長です。それでは、議案第73号不動産の取得について詳細説明を申し上げます。

議案第73号不動産の取得について、由布市消防本部及び由布市消防署の用地を取得することについて、由布市有財産条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成25年12月4日提出、由布市長。

1、取得する土地、由布市挾間町278番地ほか5筆。2、地籍、6,059.85平方メートル。3、取得価格2億59万3,596円。4、契約の相手方、大分県由布市挾間町○○○○○○○、山月憲昭、大分県由布市挾間町○○○○○○○○○、油布丁一。

次のページをごらんください。

取得する土地の明細、地籍図、土地売買仮契約書及び土地の明細表示を添付させていただいておりますので、御参照くださるようお願いいたします。この契約につきましては、平成25年11月15日で締結させていただいております。議会議決後、この仮契約を本契約として取り扱いをさせていただきたいと思っております。

本件につきましては、2名の所有の土地を購入させていただくものですが、別紙で配付しております土地鑑定評価書に基づいて単価を決定いたしました。山月氏については一部代替地を希



望しておりますので、代替地の購入価格を差し引いた価格になっております。財源としては、合併特例債を充当したいと考えております。

以上で詳細説明を終わります。

本契約後、早期に敷地の造成工事に入りたいと考えております。どうぞ御審議方よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第74号について詳細説明を求めます。湯布院地域振興局長。

○湯布院振興局長（足利 良温君） 湯布院地域振興局長です。議案第74号について詳細説明をさせていただきます。

由布市狭霧台園地条例の制定について、由布市狭霧台園地条例を別記のように定めます。平成25年12月4日提出、由布市長。

提案理由、地方自治法第244条の2第1項の規定により狭霧台園地を設置することによる。狭霧台園地はこれまで大分県への土地の貸付契約を行ってきましたが、平成25年11月30日で満了となりましたことから、貸し付けの更新は行わず市が管理運営するものでございます。休憩所やトイレ施設につきましては、県から譲受いたしております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第75号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） それでは、議案第75号の詳細説明を行います。

議案第75号由布市督促手数料及び延滞金条例の一部改正について、由布市督促手数料及び延滞金条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年12月4日提出、由布市長。

次のページに改正の内容、さらに次のページに新旧対照表を添付しております。市の税以外の歳入の滞納に係る延滞金の徴収について、地方自治法第231条の3第2項の規定に基づき、条例の定めるところにより行うことができるとされています。

この規定に基づく延滞金の額については、法令で具体的な定めは置かれておりませんが、地方税法の規定による税の延滞金の額との均衡を失わないよう措置することが適当とする行政実例がございします。

今回、現在の低金利の状況を踏まえ実施された地方税法の改正により、地方税に係る延滞金の利率の引き下げが行われました。これに伴い、均衡を図るため使用料などの市収入金に係る延滞金の利率の見直しを行うものでございます。現在の条例における延滞金の利率の具体的な定め方でございますが、本則におきまして、原則14.6%とされております。納期限の翌日から1カ月以内の部分は7.3%とされ、さらに附則に設けられた特例により当分の間、公定歩合プラス4%とされ、平成25年度は4.3%となっております。

今回の改正により、原則14.6%の部分について新たに特例を創設し、国内銀行の貸付約定平均金利プラス1%とされた特例基準割合に7.3%を加算した割合として、納期限1カ月以内の7.3%の部分の特例については、特例基準割合に1%を加算した割合とすることとなっております。したがって、直近の特例基準割合が2%でありますので、実質的な延滞金の利率は本則中14.6%とあるものが9.3%、7.3%とあるものが3%ということになります。

今回の一部改正条例の附則におきまして、市営住宅条例など3本の市営住宅関連の条例についても改正を行っておりますが、これはこれまで重複していた規定について条例を改正する際に整理するものでございます。取り扱いについては今までと変更はございません。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第76号及び議案第77号について、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。まず、議案第76号をお願いいたします。

議案第76号由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、由布市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年12月4日提出、由布市長。

提案理由、平成25年法律第3号による地方税法の改正により、地方税に係る延滞金の利率の改正が行われたことに鑑み、介護保険の保険料に係る延滞金の利率の見直しを行うことによる。

次のページ、裏面をお願いいたします。

今回の一部改正ですが、25年度税制改正において最近の低金利の状況を勘案し、市中金利を踏まえた水準に延滞金の割合の特例が見直されたことに考慮したもので、条文中附則第3条において3カ所ほどの改正になりますが、内容といたしましては現在の公定歩合を基準とする特例基準割合から、財務大臣が告示する国内銀行の短期貸出約定平均金利に1%を加算する割合に変更する内容とするものです。附則として、この条例の施行については平成26年1月1日からとしています。

次に、議案第77号をお願いいたします。

議案第77号由布市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、由布市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年12月4日提出、由布市長。

提案理由、平成25年法律第3号による地方税法の改正により、地方税に係る延滞金の利率の改正が行われたことに鑑み、後期高齢者医療の保険料に係る延滞金の利率の見直しを行うことによる。

次のページ、裏面をお願いいたします。

今回の一部改正ですが、先ほどの議案第76号と同じく25年度税制改正に考慮したもので、条文中附則第4項において3カ所ほどの改正になりますが、内容としましては同じく現在の公定歩合を基準とする特例基準割合から財務大臣が告示する国内銀行の短期貸出約定平均金利に1%を加算する割合に変更する内容とするものでございます。附則として、この条例の施行については平成26年1月1日からとしています。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第78号について詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（平井 俊文君） 環境商工観光部長でございます。議案第78号について詳細説明を行わせていただきます。

議案第78号由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について、由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年12月4日提出、由布市長。

提案理由、由布市内各町の商工会が合併し、由布市商工会になったことによる。

裏面をお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、由布市商工会の設立に伴い、利子補給の対象者となる商工会の会員名及び事前審査を行う商工会の名称等を一部改正するものでございます。

新旧対象の表で御説明をさせていただきたいと思っております。第3条でございますけれども、アンダーラインの部分でございますが、「市内各町の商工会員」という部分を「由布市商工会の会員」に改めるものでございます。

第6条につきましては、「規則で定める交付申請書により由布市内各町商工会の審査会で認定を受けて」という部分を「由布市商工会の審査を受けて、規則で定める交付申請書を」というふうに改めるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するという形にしております。よろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第79号及び議案第80号について、続けて詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（日野 正彦君） 教育次長でございます。まず、議案第79号をお願いいたします。

議案第79号由布市立小学校の設置に関する条例の一部改正について、由布市立小学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年12月4日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、由布市立南庄内小学校を由布市立西庄内小学校に統合することによる。

次のページをお願いいたします。

この条例につきましては、学校規模適正化に基づきまして、由布市立南庄内小学校を西庄内小学校に統合するものでございます。施行日につきましては、平成26年4月1日からでございます。

新旧対照表に掲げておりますように、第2条の表中にあります市立南庄内小学校の項を削るものでございます。

次に、議案第80号をお願いいたします。

議案第80号由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について、由布市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成25年12月4日提出、由布市長。

提案理由、由布市立南庄内幼稚園を由布市立西庄内幼稚園に統合すること等による。

次のページをお願いいたします。

先ほどの議案第79号と関連して、隣接しております南庄内幼稚園を西庄内幼稚園に統合するものでございます。

第2条の表中あります南庄内幼稚園の項を削りまして、提案理由にあります「等」という部分につきましては、第3条、それから第3条の第1項、2項、3項に「教頭」という部分を「副園長」に改めます。第4条第1項、第3項につきましては小学校校長及び教頭が園長及び副園長を兼任する場合に、「兼任園長」、「兼任副園長」にそれぞれ職名を改めるものでございます。施行につきましては、平成26年の4月1日からでございますが、ただし第3条及び第4条の改正規定につきましては、公布の日から施行の予定でございます。

以上で終わります。

○議長（工藤 安雄君） ここで暫時休憩します。再開は11時10分とします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

次に、議案第81号及び議案第82号について、続けて詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。まず、議案第81号をお願いいたします。

議案第81号由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について、由布市湯布院福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成25年12月4日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市湯布院福祉センター、由布市湯布院町川上2863番地。2、指定管理者、社会福祉法人由布市社会福祉協議会会長首藤奉文、由布市庄内町庄内原365番地1。3、指定管理期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで。4、指定条件、1、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。2、指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

当センターは現在、指定管理により施設の管理運営を行っていますが、現在の指定管理受託者は社会福祉法人由布市社会福祉協議会ですが、引き続き社会福祉法人由布市社会福祉協議会を指定管理者として指定し、当該施設の管理運営を行うものです。資料としまして選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので、御参照願います。

次に、議案第82号をお願いいたします。

議案第82号由布市挾間老人福祉センターの指定管理者の指定について、由布市挾間老人福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成25年12月4日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市挾間老人福祉センター、由布市挾間町向原16番地。2、指定管理者、社会福祉法人由布市社会福祉協議会会長首藤奉文、由布市庄内町庄内原365番地1。3、指定管理期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで。4、指定条件、1、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。2、指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

当センターにつきましても現在、指定管理により施設の管理運営を行っていますが、現在の指定管理受託者は社会福祉法人由布市社会福祉協議会ですが、引き続き社会福祉法人由布市社会福祉協議会を指定管理者と指定し、当該施設の管理運営を行うものです。資料として選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので、御参照願います。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第83号から議案第87号まで、続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。議案第83号から87号までの詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第83号でございます。

議案第83号由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者の指定について、由布市陣屋の村自然活用施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の

議決を求める。平成25年12月4日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市陣屋の村自然活用施設、由布市挾間町鬼瀬971番地6。2、指定管理者、株式会社豊後木材市場代表取締役安部省祐、大分市大字光吉890番地の1。3、指定管理期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで。4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

本施設の指定管理につきましては、前回と同様に今回も公募による指定管理の募集を行いました。応募者につきましては、現在の指定管理者でございます株式会社豊後木材市場の一事業者でございました。指定管理選定委員会が10月4日に開催されまして、選定をいただきましたので、株式会社豊後木材市場を指定管理者に指定し、当該施設の管理運営を行いたく提案させていただいております。資料といたしましては、前議案と同様でございますので、御参照いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、議案第84号でございますが、84号の長期滞在施設（奥江休暇村センター）から議案第87号の下湯平地域農産物加工施設までの指定管理者の指定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例第5条第1項第2号に定める施設の目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できるため、公募によらない指定管理の選定を行っております。

それでは、議案第84号でございます。

議案第84号由布市長期滞在施設（奥江休暇村センター）の指定管理者の指定について、由布市長期滞在施設（奥江休暇村センター）の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成25年12月4日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市奥江休暇村センター、由布市湯布院町川西2044番地。2、指定管理者、奥江休暇村管理組合代表者日野明典、由布市湯布院町川西2044番地。3、指定管理期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで。4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

本施設の現在の管理者は奥江休暇村管理組合でございます。引き続き、当組合を指定管理者として指定し、当該施設の管理運営を行うものでございます。資料といたしましては、前議案と同様でございますので、御参照いただきたいと思います。

次に議案第85号でございます。

由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について、由布市里の駅陣屋市場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成25年

1 2月4日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市里の駅陣屋市場、由布市挾間町挾間95番地1。2、指定管理者、陣屋市場組合代表者小野恵美子、由布市挾間町谷1526番地1。3、指定管理期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで。4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

本施設の現在の管理者は陣屋市場組合でございます。引き続き、指定管理者として指定し、当該施設の管理運営を行うものでございます。添付資料は、先ほどの議案と同様でございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、議案第86号でございます。

議案第86号由布市川西農村健康交流センターの指定管理者の指定について、由布市川西農村健康交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成25年12月4日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市川西農村健康交流センター、由布市湯布院町中川1357番地2、1358番地3。2、指定管理者、川西校区農産物管理組合代表者川上克明、由布市湯布院町川西3557番地3。3、指定管理期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで。4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

本施設の、現在の管理者は川西校区農産物管理組合でございます。引き続き、指定管理者として指定し、当該施設の管理運営を行うものでございます。添付資料につきましては、先ほどの議案と同様でございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第87号でございます。

議案第87号由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者の指定について、由布市下湯平地域特産物加工施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成25年12月4日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市下湯平地域特産物加工施設、由布市湯布院町下湯平762番地1。2、指定管理者、下湯平地域特産物加工所管理組合代表者渡辺啓一郎、由布市湯布院町下湯平762番地1。3、指定管理期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで。4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

本施設の現在の管理者は下湯平地域特産物加工管理所組合でございます。引き続き、指定管理者として指定し、当該施設の管理運営を行うものでございます。添付資料は先ほどの議案と同様

でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第88号について詳細説明を求めます。湯布院地域振興局長。

○湯布院振興局長（足利 良温君） 湯布院振興局長です。議案第88号について詳細説明をさせていただきます。

議案第88号由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について、由布市乙丸温泉館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。平成25年12月4日提出、由布市長。

1、施設名及び所在地、由布市乙丸温泉館、由布市湯布院町川上2946番地の1。2、指定管理者、乙丸区区長後藤久生、由布市湯布院町川上3058番地の2。3、指定管理期間、平成26年4月1日から平成30年3月31日までとする。4、指定条件、①施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。②指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取り消しまたは停止を行う。

別添資料といたしまして、由布市公の施設、指定管理者選定に係る報告書、資料2といたしまして①指定管理者営業業務仕様書、②指定申請書、③協定書の案を添付しています。御参照のほどお願いいたします。

乙丸区、昔から自治区で運営しておりました乙丸温泉館でございます。今回も乙丸温泉館、乙丸区によりお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第89号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。それでは議案第89号の詳細説明をいたします。

議案第89号由布市土地開発公社定款の一部変更について、由布市土地開発公社定款の一部を変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により議会の議決を求める。平成25年12月4日提出、由布市長。

次のページをお開きください。定款の一部変更箇所は、第21条中の「損益計算書」の次に「・キャッシュフロー計算書」を加えるという内容でございます。

次のページには現行の定款と変更後の定款、新旧対照表を添付してございます。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第90号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長です。予算書に従いまして説明をさせていただきます。

補正予算書をごらんください。なお、平成25年度12月補正予算の概要は、主な補正事業の



内訳、財源の内訳などを掲載しておりますので、予算書の補足資料として御参照いただきたいと思います。

議案第90号平成25年度由布市一般会計補正予算（第3号）、平成25年度由布市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,775万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億5,587万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正による。平成25年12月4日提出、由布市長。次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

4ページをお願いします。

第2表繰越明許費です。事業名、消防庁舎建設事業、金額7,140万円。内容は、造成工事、理由は用地交渉に不測の日数を要し、造成設計委託の発注がおくれたためです。

5ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正です。2件の追加です。子ども・子育て支援制度電子システム策定業務委託950万4,000円は県内全ての市町村で統一して実施するもので、本年度に契約を行って完成は26年度になるものです。

湯布院スポーツセンター寝具類クリーニング業務105万5,000円は利用者の関係から26年度が開始してからでは間に合わないため、本年度に契約するものです。

右側の第4表地方債補正をごらんください。変更のみです。市道向原別府線改良事業、以下5事業の限度額を増額補正するものです。地方債の補正後限度額の合計は31億5,762万3,000円になります。

続きまして、10ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入です。歳出が伴う特定財源については歳出のところで説明をいたします。

1款市税の1項市民税、2項固定資産税、4項たばこ消費税は当初見積もりより上回った分の増額補正です。滞納についても実績見込みによる増額分を計上しています。

次に、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金は額の確定による減額です。

18ページをお願いします。ここからは歳出でございます。

なお、資料の12月補正予算の概要の主な補正事業の内訳に掲載している事業につきましては、要点の説明とさせていただきます。また、人件費につきましては、給料は地方交付税減額に伴う給料カット分を減額しています。また、職員手当等共済費、退職手当負担金についても実績見込み等による調整を行っております。それから、光熱費については電気料金の値上げ等に伴う各施設分の不足による補正をお願いするものです。以上の内容ですので、各科目での個々の説明は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、20ページをお願いします。

下段の2款総務費1項総務管理費5目財産管理費、右のページに行きますが、1の挾間庁舎等管理事業の消耗品はこの庁舎のハトよけのネット代です。備品はユーバス待合室のエアコン購入費です。

22ページをお開きください。

右ページ4の普通財産管理事業の財源内訳、その他190万円は土地貸付と土地売り払い、それから立木売り払いの財産収入です。5の入会地分収交付金事業32万6,000円は県民有林間伐と土地貸付に伴う地元分収交付金です。次に、7目電子計算費1の行政事務情報化推進事業462万3,000円は、事務用パソコン17台の購入費です。次に、9目地域振興費、1の湯布院地域づくり推進事業、防衛調整交付金事業829万円は、消防の湯布院4分団3部の車庫新築と詰所の解体工事費を計上しています。

24ページをお願いします。

2項徴税费1目税務総務費、1の税務総務費100万円は、市税の過年度還付金です。

26ページをお願いします。

中段の5項統計調査費2目指定統計費21万4,000円は県委託金の確定に伴う事業費の調整です。

28ページをお願いします。

中段の3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、1の民生委員・児童委員活動促進事業36万円は、民生委員の改選による新任36名の拠出金です。次に、2目高齢者福祉費、1の高齢者生きがい対策事業の減額15万8,000円は、県補助金の確定に伴う事業費の調整です。次に、3目障がい者福祉費、1の障がい者保護事業9万3,000円は、小松寮民営化検討委員会委員謝金です。これまで2回開いていますが、追加2回分の予算をお願いしています。

30ページをお願いします。

下段の6目介護保険事務費、1の介護保険事務費213万円は介護保険特別会計への繰出金です。

32ページをお願いします。

中段の7目国民年金事務費、1の国民年金事務費80万1,000円は保険料の免除等に係る遡及期間の見直しに伴うシステム改修委託料です。全額国費の充当です。次に、2項児童福祉費1目児童福祉総務費、1の児童扶養手当事業48万2,000円は、平成24年度精算に伴う国庫の返納金です。

34ページをお願いします。

上段の2目子育て支援費、1の保育所活動事業は市内の全ての保育園に交付する保育士等処遇改善臨時特例補助金1,893万1,000円とその事務費の消耗品費30万円です。その下の子育て組織活動支援対策事業、地域子育てサポート推進事業補助金の減額は県補助事業が中止になったことによるものです。3の養育支援事業87万2,000円は、児童虐待防止対策強化備品購入費で知能発達検査機等を購入します。10分の10の県補助事業です。3目母子福祉費、1のひとり親家庭等支援事業1,010万1,000円は、委託料と扶助費については医療費の助成に伴うもので、年度見込みの不足分です。母子寮措置費負担金132万4,000円は措置費負担の増額に伴うもので、財源としては国2分の1、県4分の1の負担金を充てています。

次に、1目生活保護総務費、1の生活保護業務支援事業の国庫返納金3,317万6,000円は、平成24年度分の保護費が2,120万2,000円、セーフティーネット支援事業費が1,069万2,000円となっています。

次ページをお開きください。

右側のページになりますが、過年度精算県費返納金は平成24年度の保護費の分です。次に、2目扶助費、1の生活保護費支援事業1,630万8,000円は、生活、住宅、介護の実績見込みの不足分です。財源として4分の3の国庫負担金を充てています。

40ページをお願いします。

上段、4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生総務費、1の水道未普及地域改善事業60万円は中台地区水道組合に対する移動ポンプ取りかえの施設整備補助金です。2の火葬場運営整備事業41万1,000円は、嘱託職員4人分の平日祝日と年末年始休暇分を積算していなかったのが追加するものです。3項上水道費1目上水道施設費107万6,000円は、消防消火栓の修理と新設に係る上水道事業会計への繰出金です。

42ページをお願いします。

中段の6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、1の中山間地域等直接支払対策事業217万5,000円は、協定面積の追加によるものです。財源については、一般財源の減額は当初で計上していました事務費が補助対象になったためです。次に、2項林業費1目林業振興費、1の鳥獣被害総合対策事業150万円は、猟期内11月から翌年3月の間の鹿捕獲補助金の単価

を猟期外の1頭1万円にあわせるため5,000円を追加する補正です。財源については、大分県鳥獣対策協議会の補助金に加わり県と市の負担は軽減されています。

44ページをお願いします。

中段の8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、1の土木総務費16万7,000円は用地交渉等の旅費です。2の市営急傾斜地崩壊対策事業651万4,000円は庄内町の野畑井ノ尻地区の工事費です。県補助金と分担金を充てています。2項道路橋梁費1目道路維持費、1の道路維持事業2,650万円は、市道各線の修繕費150万円。

次ページをお開きください。

右側のページになりますが、測量調査費と土地購入費は市道の柏野古屋敷線の分です。工事請負費は通学路等の危険度の高い各箇所の工事費です。財源の国庫支出金2,986万5,000円は、地域の元気臨時交付金です。この地域の元気臨時交付金は、国の経済対策として平成24年度補正予算で実施された公共事業等の地方負担額に対して交付されるものです。由布市においては5,513万8,000円の交付があり、当該事業と中学校施設整備事業に充当しています。

次に、2目道路新設改良費1の幹線道路整備事業は、市道向原別府線工事費の1,400万円の減額ですが、内訳としては社会資本整備総合事業分の工事費3,400万円を減額し、逆に合併特例債事業分を2,000万円増額しております。2の地区内道路整備事業の防衛交付金事業4,000万円は、市道中釣鶴見岳線改良工事です。3の地区内道路整備事業の単独事業1,035万9,000円は、市道小野屋櫟木線改良工事です。4の地域内道路整備事業3,400万円は、市道下市見取線以下2路線の工事費です。

48ページをお願いします。

中段の4項都市計画費1目都市計画総務費、1の都市計画総務費124万1,000円はまちづくり審議会委員報酬並びに印刷製本費には都市計画図の印刷代です。次に、4目公園費、1の都市公園管理事業45万2,000円は、亀山団地公園と挾間多目的公園の台帳作成業務費です。

50ページをお願いします。

上段の5項住宅費1目住宅管理費、1の公営住宅管理事業318万1,000円は、みどり住宅の火災に伴う修繕費です。財源は保険金を充てています。

次に、9款消防費1項消防費1目常備消防費、1の常備消防費267万4,000円は、新採用署員等の被服と資機材を計上しております。2の消防資機材整備事業221万円は、消耗品と救急車と救命救急センターを結ぶ画像転送システム備品です。備品については県補助金を充てています。

次に、2目非常備消防費、1の非常備消防活動推進事業消耗品37万8,000円は、消防共済基金より助成を受けて購入する長靴40足分です。消防団の各部に配布いたします。修繕費

49万8,000円は、湯布院3分団2部の消防ポンプ修理代です。消防備品購入補助金16万6,000円は庄内の2つの部に対する補助金です。

52ページをお願いします。

中段の10款教育費1項教育総務費2目事務局費、1の事務局費192万4,000円は、児童生徒用の机、椅子の購入費です。

54ページをお願いします。

2項小学校費1目学校総務費、1の学校総務費54万円は阿南小学校の先生の病気休暇に伴う臨時講師雇用3カ月分の賃金です。

56ページをお願いします。

中段の3項中学校費4目学校建設費、1の中学校施設整備事業の財源内訳ですが、湯布院中学校建設の国庫補助金が当初の予定より1億1,594万1,000円の減額となりましたので、合併特例債で措置するようにしております。また、国庫の地域の元気臨時交付金をこの事業に2,527万3,000円を充てています。

60ページをお願いします。

中段の11款災害復旧費は、梅雨前線豪雨と台風による被害の復旧経費です。1項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費、1の農業施設災害復旧費3,900万円は農地24件、農業施設4件の工事費です。財源のその他は耕地災害復旧事業分担金です。次に、2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費280万円は、市道単独災害復旧2件分の工事費です。

62ページをお願いします。

13款諸支出金2項基金費1目基金費5,689万6,000円は、財政調整基金積立金です。この補正予算ベースで現在高は約32億1,800万円になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第91号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（衛藤 哲雄君） 健康福祉事務所長です。議案第91号をお願いいたします。

大変申しわけございません。印刷の都合でページが印刷をされていない予算書があるかもしれませんので、御確認をいただきたいと思います。2枚目の裏面が1ページ、次の3枚目の表が2ページ、次の1枚を飛ばして5枚目の表が3ページ、その裏面が4ページ、以下順次5、6、7、8、9ページとしていますので、よろしく願いをいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

議案第91号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）、平成25年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,703万3,000円を追加し、歳入歳出予算の増額を歳入歳出それぞれ39億8,545万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成25年12月4日提出、由布市長。

今回の補正予算につきましては、要介護認定者に係る介護サービス等諸費及び施設利用者に係る特定入所者介護サービス諸費の増が見込まれるため増額補正をするものになっております。

それでは、事項別明細書6、7ページをお願いいたします。

まず歳入ですが、3款1項1目介護給付費負担金、次の2項1目調整交付金、次の4款1項1目介護給付費交付金、次の5款1項1目介護給付費負担金、次の7款1項1目介護給付費繰入金、以上につきましては国県支払基金等それぞれの負担割合に応じて増額計上をしております。

次の、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金については、財源の不足分を介護給付費準備基金より繰り入れるものです。

次に、8、9ページをお願いいたします。

歳出ですが、2款1項1目介護サービス等諸費、次の6項1目特定入所者介護サービス等諸費のそれぞれ19節負担金につきましては、保険給付費の年間必要見込み額が増加のため、それぞれ不足分を増額計上しております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第92号及び議案第93号について、続けて詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（工藤 敏文君） 産業建設部長でございます。議案第92号について詳細説明を申し上げます。

議案第92号平成25年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,477万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成25年12月4日提出、由布市長。

事項別明細書により御説明いたしたいと存じますので、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、5款2項基金繰入金は20万7,000円の減額で、歳入歳出の予算額による簡易水道事業基金繰入金の調整でございます。また、6款1項繰入金33万7,000円の減額につきましては、平成24年度の決算による補正でございます。

次に、7款2項雑入では水道管移設の補償費の増額、また塚原浄水場の落雷に対する保険金な

ど340万6,000円の増額でございます。

次に、8ページをお開きください。

歳出でございます。1款水道費1項簡易水道費1目総務管理費の1総務管理費につきましては、13節の委託料で庄内簡易水道水源山林の流木調査、また消費税率の改定に伴うシステムの変更費用などで54万6,000円の増額でございます。27節の公課費では25年度の消費税額の確定による347万2,000円の減額が主なもので、計292万4,000円の減額でございます。2の給与管理費では、人事異動などに伴う人件費の調整で156万4,000円の減額となっております。

次に、2目維持管理費の1維持管理事業費のうち、11節事業費の修繕費では破管などによる漏水修理などの緊急修繕費で735万円の増額を計上させていただいております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

次に、議案第93号について詳細説明を申し上げます。

議案第93号平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）、総則第1条、平成25年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成25年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ここでは、款の項目の補正予定額、それと計のみ読み上げさせていただきます。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額1,311万5,000円、計5億62万6,000円。  
支出、第2款水道事業費用、補正予定額2,108万5,000円、計5億4,052万4,000円。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書き中、「不足する額2億4,899万3,000円」を「不足する額2億4,827万6,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金2億4,899万3,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億4,827万6,000円」に改め、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款資本的収入、補正予定額47万6,000円、計4億5,902万5,000円。  
支出、第4款資本的支出、補正予定額マイナス24万1,000円、計7億730万1,000円。

債務負担行為、第4条、予算第5条に定めた債務負担行為に新たに挾間町上水道水源調査委託を追加する。事項、挾間町上水道水源調査委託、期間は平成26年度中、限度額1,015万2,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第5条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。（1）職員給与費、補正予定額マイナス132万2,000円、計

8,429万円。平成25年12月4日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明申し上げますので、6ページをお開きください。

まず、収益的収入といたしまして、1款水道事業収益1項営業収益1,321万5,000円、1目給水収益968万円、3目その他営業収益として353万円5,000円の増額でございます。これは本年度上半期までの実績と下半期の昨年度実績による増額でございます。

7ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。2款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費では、主なものとして14節委託料で挾間浄水場の汚泥処理委託料などの増額分として580万円、また19節動力費では電気料の値上げや処理水量の増加による費用などで330万円、合計1,078万6,000円の増額となっております。2目の配水及び給水費では、17節修繕費で破管などによる緊急修繕費として790万円の増額が主なものとなっております、計1,090万2,000円の増額でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

4目総係費は、人事異動などによる人件費の調整で60万3,000円の減額でございます。

9ページをお願いいたします。

3款資本的収入2項消火栓建設受託金では、市道向原別府線の消火栓設置で47万6,000円の増額でございます。

4款の資本的支出でございますが、1項建設改良費24万1,000円の減額で、人件費の調整によるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 各議案の詳細説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

午後0時04分休憩

.....

午後0時04分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開します。

.....

#### 追加日程第1. 請願・陳情について

○議長（工藤 安雄君） お諮りします。本日の会議において、先ほど請願2件を所管の常任委員会に付託いたしましたが、新たに陳情2件を受理しております。

ついては、この陳情2件を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情2件については追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、請願・陳情についてを議題とします。議会事務局長に陳情の朗読を求めます。

○事務局長（秋吉 孝治君） それでは、お手元に配付しております陳情文書表によりまして朗読いたします。

なお、陳情者の敬称は略させていただきます。

受理番号2、受理年月日、平成25年12月2日、件名、新消防署建設に関する陳情書、陳情者住所、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇、氏名、大庭白祝ほか2名。

続きまして、受理番号3、受理年月日、平成25年12月2日、件名、塚原全共跡地の利用に関する陳情書、陳情者住所、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇、氏名、大庭白祝ほか2名。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ただいまの陳情2件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

委員会での慎重審査をお願いいたします。

---

○議長（工藤 安雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、12月6日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りはあすの正午までで、議案質疑にかかる発言通告書の締め切りは6日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御苦勞さまでした。

午後0時07分散会

---